

か も 市 史 だ よ り

平成30年3月
No.37

◆編集発行 加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480

■マカロニ国産化の先駆者 石附吉次像 ■



▲ 石附吉次像 (千刈 石附初枝氏所蔵)

国内で初めてマカロニの量産に成功し、加茂町で石附マカロニを営んだ実業家石附吉次（一八六四～一九一九）の胸像（塑像）です。

吉次は製麺業を営み干しうどん等を作り、明治十八年（一八八五）に開かれたシカゴ万国博覧会で、鶏卵うどんが優秀賞を受けるなど高い声価を得ました。マカロニの製造には明治四十年代から取り組んだといわれます。本像は高さ約三〇cmで、顔は眉根や鼻が高く、口を引きしめ意思の強さを感じさせます。一方で額に刻まれた皺や細面でこけた頬は、病床での相を思われます。作品は、吉次が没したさい作られたデスマスクをもとに制作されたとも伝わります。背面に制作者と思われる「光正作」の文字が彫られていますが、この人物の経歴等は不詳です。

石附家には、羽織袴姿で正座する壯年期の吉次を収めた写真が残っています。がつしりとした肩幅の広い偉丈夫ぶりで、着物・羽織の襟の様子、羽織紐などは本像とそっくりです。制作者は、特に衣服についてはこの写真を参考にしたと思われます。

近世初期のほど(炉)役百姓

江戸時代の初期、新発田藩領は村々で年貢・諸役を負担する農民を「役家」と指定し、彼らを「ほと（炉）役農民」と呼んでいました。炉役農民とは、どんな農民だったのでしょうか

矢立新田名主の斎藤家由緒書きの中に、元和六年（一六二〇）に保内村あてに出した次のような文書が載っています。

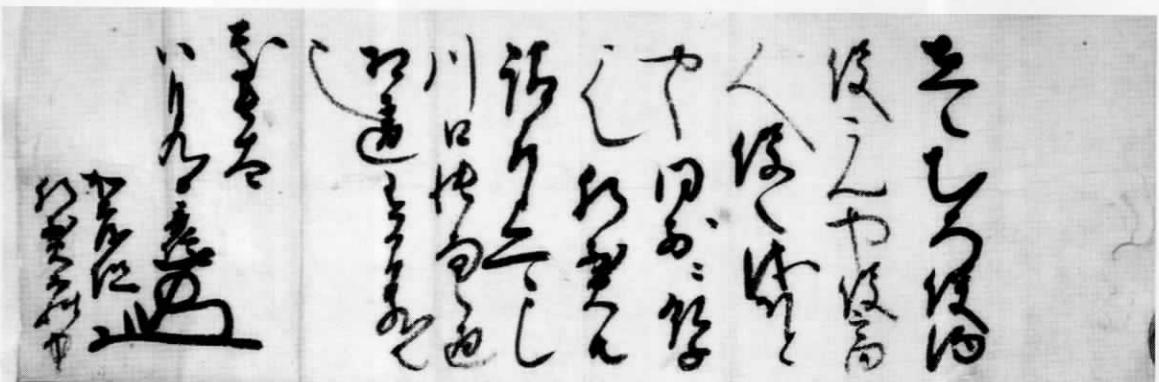
が許してそしゅうみの権利を、当領でも認められたとした沢海藩家老衆の申し渡し状です(市川浩一郎家文書)。溝口善勝の沢海領は新発田藩の分家で、保内村(三条市)に許されていた「御百姓」の権利を支配が変わつても引き続き認めるとしたのがこの史料です。新発田藩は、田畠を持ち、藩が課す年貢やさまざまな諸役を負担する一人前の農民を「役家」に指定し、彼等から「ほと役」という軒別米を取っていました。彼等を村を支え、年貢を負担してくれる農民として「御百姓」と呼んで、御百姓が伝統的に持つていた小百姓使役権を日数

この時代、わずかな田畠を高分けしてもらつて分家した農民（名子・間脇）^{やまわき} 分の年貢などは、本家たる本役家のほど役百姓のもとにまとめられて納めていたのです。役家農民が年貢を負担したうえ、さらに小物成（こものなま）としてほと役銀を差し出したのは、小百姓使役権を容認されていた対価として上納していたとも考えられます。

上杉時代の文禄四年（一五九五）「下条村検地帳」には、居屋敷を登録された役家数は三五軒でした（『古代・中世』四〇）。それが、新発田藩

は制限してもまだ与えていたことがあります。この史料からわかります。

「ほと」とは、家に一つある圍炉裏のことで、ほと役負担とは一人前の百姓という意味です。彼等は村の田水や山野の利用権、村寄合（ふるあい）への参加権を持つ村の基本農民で、領主は年貢や諸役をこのほと役農民を単位に申し付けていたのです。



▲ 溝口秀信（宣勝）書状 慶長14年(1609)、ほと役の銀納を指示した文書(本町 古川洸氏所蔵浅野家文書)

書)。

中が一八軒、下が四軒だったとしています。役家制は寛永（一六二四～四四）末期に廃止されますが、足役負担者を三区分することは新発田領ではこののちも採られています。

ところで下条村や天神林村は、新発田藩が炉役廃止前の寛永七年（一六三〇）に新発田藩から分家した旗本池端^{いけのはな}知行所になります。池端知行所は新発田藩領時代の支配の仕方をそのまま踏襲していきますが、下条村ではこの炉役も継承され、幕末まで存続します。下条村の農民はしばしば自らを高らかに「検対御百姓」といっています（天神林 日野田家文書）。

下条村は池端知行所内でも特に大きな村で、危機に瀕した領主の財政を支える役目をたびたび担つています。検対とは「献替」（主君に善し悪しを申し上げること）から転じたことばとみますが、領主の支配を受けているという被支配者意識でなく、我々が主人（領主）を支えているという高い領民意識が醸成されていました。その「御百姓」とは、炉役負担者のことだったのです。

村高が、慶長十年には二〇五六石余に増えたことが背景となっています（近世）一四。しかも当時、役家は持ち高によつて上・中・下の家格（家位）^{（けいすい）}が付けられ、上が一九軒、中が一八軒、下が四軒だったとしています。役家制は寛永（一六二四）四四）末期に廃止されますが、足役負担者を三区分することは新発田領ではこののちも採られていきます。

表 加茂町公衆衛生の動向

年月日	町会等の動向
明治42. 7. 25	古川町長より火葬場改築の建議
” 43. 7. 6	火葬場建物及び敷地を菊田貞治へ20か年間無代貸付と決定
” 43. 10. 13	火葬場位置が千刈1111番丑に決まる
大正11. 2. 25	町内10か寺の住職等、市川町長に火葬場・葬儀場の改築請願
” 12. 2. 26	加茂町、水道敷設について調査費を付ける
” 13	新町一丁目・五番町付近の住民が加茂第一簡易水道組合設立
” 15. 7. 28	加茂川水害、火葬場損壊し、8. 28町会で丘山町長が移転を明言
昭和3. 12. 18	菊田貞治管理の火葬場を廃止し、新火葬場建設を決議火葬場の町直営を可決
” 4. 9. 1	加茂町、塵芥収集区域を拡大
” 6. 4	市街地を流れる河川・堀の清掃を目的に加茂河川浄化組合設立

大正時代～昭和初年は産業の発達と人口増加にともない、衛生思想の普及と環境の改善が深刻な課題に

加茂町の公衆衛生問題

なった時期にあたります。そのさい

加茂町が直面したのが、河川の汚染となつて現れた塵芥処理問題、それ

に火葬場施設の町直営化問題でした。

大正時代頃の町は必ずしも公衆衛生の観念が発達しておらず、町民最

大の飲料水源であつた加茂川へも藁束や繩切れ、木片など様々なものが

流れされ問題となりました。大正十一

年五月に出された町民の請願による

と、江川では米とぎや洗顔をするかたわらで掃き集めた塵を捨て、塵取りを洗うといった光景がしばしばみ

られたといいます。町の下流部では廃棄物のため流れが堰き止められ、

染料の残液や鉛毒など有害な物質も

流されるに至り、水質汚染が深刻化

していました。こうした状況を受け、

大正十二年（一九二三）町は水道敷

設の調査を開始し、民間による簡易

水道も次第に普及し始めました。

大正十一年二月、町内の寺院一〇

か寺の住職と町民有志より、葬儀は

清淨の場所で厳粛に執行すべきこと

る、「在來ノ私設式場ハ火葬場即式場ニシテ、其構造ノ粗悪、設備ノ不

完全到底懲懃ナル葬儀ヲ行フ能ハサ

ル」と、火葬場と一体型で済まされ

「ツトヤー 人もうらやむ川水の清きは郷士のはこりなりく
二ツトヤー ふだんに流るゝ塵あくた
三ツトヤー 見ればさやけき川の面に浮べる塵は玉に疵く
四ツトヤー 夜盡流るゝ川の瀬にかしこき河伯のますと聞くく
五ツトヤー いつも備へよ塵箱に用ゐませうく
六ツトヤー 無數にはびこる黴菌も汚れし水に接むと聞くく
七ツトヤー 流るゝ川に塵まかば心の塵は増すばかりく
八ツトヤー 山の緑と川の色
九ツトヤー 工事あたらの鐵橋護岸これも郷土の偉觀なりく
十トヤー 免にも角にも皆さんよ公徳大事ご守れよやく

▶ 加茂河流浄化組合の数え唄 公衆衛生と環境保護を訴えている（加茂市教育委員会所蔵市川浩一郎文書）

てきた従来の施設の更新を要望する請願が町長宛てに出されました。

この当時の加茂町火葬場は明治四

十三年（一九一〇）に建てられ、菊

田貞治という請負業者へ二十年の約

束で建物と敷地を貸し付け經營にあ

たらせていました。つまり、請願の

時点で火葬場は建てられてから十年

余りしか経つていなかつたことにな

ります。にも関わらず「設備ノ不完

全」とされたのは、この間に町民の

生活が豊かになり、消費生活が向上しました。ただでなく、冠婚葬祭などの祭事もより手厚いものへ変化したこと

を示しています。この年、町は菊田の請願により火葬料金を他町並みに値上げすることを認可し、經營を改善してより健全な環境の確保をねらった様子がみられます。

しかし、大正十五年七月に加茂川で未曾有の水害が起こり、火葬場も「甚シク破損シ、大部分修繕ヲ要スル」被害を蒙りました。そこで、同年八月に開かれた町会で、丘山町長は火葬場を新設して町営化し、旧火葬場は「移転ヲ断行」することを打ち出します（『加茂町会議事録』）。さらに昭和三年（一九二八）、丘山町長は火葬場を新設して町営化し、旧火葬場は廃止する方針を打ち出し、翌四年七月に町会の議決を得ました。二十年という貸付期間の満了が翌年に迫っていたこととも対応する施策と思われます。

同じ昭和四年九月、町は増大する需要に応じて塵芥収集地域を拡大し、人夫も増員して、新加入地域（岡ノ町・矢立方面、根小屋幹線など）を含む川への投塵といった不潔の根絶を期しました（『中越タイムス』昭和4・9・14）。この時期、町は社会の要請に対応して公衆衛生に一層の責任を負うこと明確に打ち出しましたといえます。しかし、この後も塵芥は増大の一途をたどり、六年には加茂河流浄化組合が設立されて清掃の推進なども図られましたが改善には至らず、解決は戦後へ持ち越されました。

加茂朝学校の第一回卒業式

加茂朝学校は大正九年（一九二〇）九月十日の開校です。校長の西村大串は、「学は業のためにあり、業また学でなければならぬ」とい、「業學一如」を建学の精神に掲げ、「立身出世は学問の目的でない。眞の人間になるのが学問の目的だ。学业に從事しながら修学する諸君こそ眞の学生だ。修学は二年や三年ではない。一生涯の問題である」と説きました。

金田は特に数学に励み、のち母校で教鞭をとり、終生大串と強い縛りで結ばれました。

（民俗部会 中山 勇）

謝辞

維時大正拾貳年三月廿日我校第一回卒業證書授與式の盛典を舉行せられ來賓各位の臨席を辱し生等茲に朝學校を卒業する榮を得たり聖威は八紘に輝き皇德四海に布く盛運に生れ校主嚴肅なる監督の下教師各位の懇篤なる指導の榮譽を享すを得たるは生等の感激已む能はざるところなり、抑學海は猶渺茫として際涯なく前途頗る遼遠にして険難多し、九層の台僅かに一層を上りて眺望の觀を極めたりといふべんや、生等学浅く才凡にして内外多事の今日に当たり此卒業を完ふる能なざらを是れ唯謹めて校主の訓誨を遵踏し向上の一路を辿り遂に謝辞を述べ

金田綱雄
金田綱雄

ぶ（後略）

▲ 金田綱雄の謝辞（加茂暁星学園所蔵）

第一回入学生は二八名いましたが、大正十二年三月の第一回卒業生は五名でした。総代の金田綱雄が「謝辞」を述べ（写真）、西村校長は、「優れた素質を持つた生徒を教育し、夏を二季、冬を三季越し、自分の力不足になりゆきに任せながらも、今ここに素晴らしい芽が伸びようとしている」と謝辞を贈りました。

金田は特に数学に励み、のち母校で教鞭をとり、終生大串と強い縛りで結ばれました。

（民俗部会 中山 勇）

謝辞 維時大正十三年三月三十日我

校第一回卒業證書授與式の盛典を舉行せられ、來賓各位の臨席を辱し、生等茲に朝學校を卒業する榮を得たり、今や聖威は八紘に輝き、皇德四海に布くの盛運に生まれ、校主の嚴肅なる監督の下に教師各位の懇篤なる指導によりこの榮誉を享有するを得たるは生等の感激已む能はざるところなり、

巨大な潜水艦のディーゼルエンジン二基をみた。東京へ送つたんだろう。鉄工はエンジンばかりだったと思ふ。

最初の一週間、昼食は工場が出してくれたが食べなかつた。行くと誰かに食べられてなくなつてゐるから。

商工の先生が生徒宅を回つて、自宅待機を命じられた。電話もないから。九月末か十月頃に復帰すると学校は荒れて、人がすさんでタバコをふかしたりした。予科練帰りが復帰したし、学徒は工員と同じ立場だつたから。復帰すると、科目のなかに英語がある。英語は一年生で初めて習い、ABCとかディス・イズ・ア・ペンとかやつただけ。二年になると廃止になつた。復学すると、英語の教科書は三年生用を使うことになつた。ついていけない。二年の教科書を学んでないから。しかも、戦後商工は四年制が五年制になつた。それで四年で退学した。学校は荒れたらしくて、六年で空壕を作った。

七時分から部品がなくて、仕事もなくなつた。千刈には町営グラウンドがあつた。その観覧席の下に防空壕を作るといつて穴掘りした。仕事がないから。学徒動員といつてもただ人間がいるだけだ。技術がない

学徒動員のこと

神明町 川口繁夫

昭和十八年春、加茂南小学校を終え県立三条商工学校へ進学した。この頃、鉄道に乗つていると必ず一車両に一人は鼻血を出す生徒がいた。上級生による下級生への説教が絶えなかつた。

一、二年時はなかつたが、三年生になった二十年四月、初めて学徒動員（勤労奉仕）に行つた。千刈の新潟鐵工加茂工場。学校命令で心の準備も何もない。仕事は部品の倉庫係。部品がほしいといつてくると渡す。現場ではヤスリかけとか。そこで、巨大な潜水艦のディーゼルエンジン二基をみた。東京へ送つたんだろう。鉄工はエンジンばかりだったと思ふ。

最初の一週間、昼食は工場が出してくれたが食べなかつた。行くと誰かに食べられてなくなつてゐるから。復帰すると、科目のなかに英語がある。英語は一年生で初めて習い、ABCとかディス・イズ・ア・ペンとかやつただけ。二年になると廃止になつた。復学すると、英語の教科書は三年生用を使うことになつた。ついていけない。二年の教科書を学んでないから。しかも、戦後商工は四年制が五年制になつた。それで四年で退学した。学校は荒れたらしくて、六年で空壕を作つた。